

平成 30 年度からの 高額療養費の多数回該当の引き継ぎについて

住民課 内線 242

国民健康保険法の改正により、平成 30 年度から市町村と都道府県が共同で国民健康保険を運営することになります。このため、都道府県単位で資格を管理することとなり、同一都道府県内で転居されても世帯の継続性が保たれている場合には、高額療養費の多数回該当（※）も引き継がれることとなります。

※高額療養費の多数回該当

同一世帯で、過去 12 か月間に 4 月以上、高額療養費の該当月がある場合、4 月目からは高額療養費の自己負担限度額が変更になります。《70 歳以上の外来診療および 70 歳以上の低所得者（国民健康保険加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯）の方は多数回該当対象外》

同一都道府県内市町村間住所異動に伴う 高額療養費多数回該当の判定の場合

平成 29 年度					平成 30 年度				
					新制度施行	県内で通算されて多数回該当（4 月目）			
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
A 県	A 市				①			③	④
	B 市					②			
C 県	C 市						①		

①～④は高額療養費の該当月

扶桑町多文化共生センター

“花見&バーベキュー”開催!

近隣在住の外国人と町民の方々の交流の場づくりとして、花見とバーベキューの会を催します。

- ▼ 日 時 3 月 25 日（日）午前 11 時～午後 3 時
受付：午前 10 時 30 分～10 時 50 分
（雨天の場合は中央公民館で交流会を行います。）
- ▼ 場 所 木曾川扶桑緑地公園（キャンプ場）
- ▼ 参加費 500 円 ※小学生は 200 円
（保険料込・当日お支払いください。）
- ▼ 実施内容 外国の方との交流を主体に、
花見をしながらバーベキューを楽しみます。
- ▼ 募集定員 30 名（先着順）
- ▼ 申込み 3 月 1 日（木）から 3 月 16 日（金）までに政策調整課（内線 317）へ（電話可）



これまでの様子

多文化共生センターでは

一緒に活動していただける仲間を募集しています。国際交流などに興味をお持ちの方、外国籍の方と交流してみたい方、参加してみませんか。詳しくは政策調整課へおたずねください。